

誓約書

常葉大学
学長 江藤 秀一様

この度、留学生選考試験に応募するに際し、その手続きにつき、また留学が許可された場合の遵守事項について、以下の各項を守ることを誓約します。

1. 応募手續については、留学が大学から派遣される受身のものではなく、自ら選びとった主体的な行動であることを自覚し、自主的に留学に必要な手續を進めること。
2. 留学決定の後も、選抜された留学生としての自覚を持ち、日々の授業等の学修に真剣に取り組むこと。
3. 留学後もこの留学の趣旨を体し、留学先の大学において学修に専念すること。
4. 本学学生の信用を傷つけたり、留学先の国の社会秩序に反する行動をしないこと。
5. 上記に違反したり、病気その他の事由があった場合、留学に関して本学または留学先の大学が下した判断と指示には不服なく従うこと。
6. 留学期間中、留学地を離れて個人的な旅行をする場合には、必ずその行先や期間等を父母等と共有すること。(帰国途中のものを含む)
7. 担当教員の指示に従い留学期間中の所定の報告を遅滞なく行うこと。
8. 留学期間中、次に掲げる事項で本人の故意または過失による場合は、本学および留学先の大学、またはその代理人の責任を求めないこと。
 - (1) 留学先の大学の財産を紛失または破損した場合の補償
 - (2) 他人に与えたけが、病気、死亡に対する補償
 - (3) 本人が被ったけが、病気、死亡に対する補償
(戦争、内乱、暴動、疫病、天災地変、第三者の責任による事故その他不可抗力的な事態による場合を含む)
9. 留学期間中の本学学生納付金は、学則第7章ならびに学生国外留学規程第10条の規定に基づいて納入すること。
10. (本学から特別奨学金が給付される場合)
留学期間中、本人に責任のある理由で、留学が途中で解消されたり、本学を退学するなどの事態が生じた場合は、特別奨学金の返納を行うこと。
11. 届けた留学期間を遵守すること。

令和 年 月 日 本人署名 印

上記事項について確認しました。

令和 年 月 日 父母等署名 印